

奈良県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 桜井市大字鹿路三八八、三九三から三九六まで、三九七の一、四一一、四一三、四一四から四一八まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字鹿路三八八・三九五・三九六・三九七の一・四一一・四一三・四一四・四一六から四一八まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び桜井市役所に備え置いて縦覧に供する。）